

公益財団法人東京都体育協会 評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第18条及び第30条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等について定め、公益法人としての適正な役員等報酬の支給を行うことを目的とする。

(評議員の報酬)

第2条 協会の評議員には、職務執行として評議員会へ出席した場合、報酬を支給することができる。その額は毎年総額57万円を超えないものとする。

2 評議員の報酬の支給基準は別記1のとおりとする。

(役員の報酬)

第3条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員（月16日以上勤務する者をいう。）及び非常勤（常勤役員以外の役員をいう。）の役員のうち重要な役務を提供する者に対しては報酬を支給することができる。

ただし、常勤役員のうち協会事務局職員を兼務する役員については、協会給与規定に基づき、給与及び諸手当を支給することとし報酬を支給しない。

(非常勤役員の報酬等)

第4条 非常勤役員のうち、本協会の代表理事である理事長に対しては、重要な役務を提供する者として、別記2に定める職務手当を支給することができる。

2 理事長以外の非常勤役員の役務の提供については、評議員会、理事会、運営会議及び監事監査への出席に限り、別記3に定める日当を支給することができる。ただし、協会事務局職員である役員には支給しない。

(旅費の支給)

第5条 役員等が出張した場合には、「公益財団法人東京都体育協会役職員等旅費規程」に基づき費用を弁償する。

(報酬等の額の承認)

第6条 この規程に定める役員等の報酬等の総額は、定款に定めのあるものを除き、毎年度事業開始前に開催される臨時評議員会において承認を得るものとする。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会において3分の2以上の多数の決議を経て行うこととする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月24日理事会議決により決定。
- 2 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この規程は、平成24年6月27日開催の評議員会において追認。

別記1（報酬）

評議員に対し、評議員会出席1回につき1万円を支給する。

別記2（職務手当）

代表理事である理事長（非常勤役員）に対し、月額20万円を支給する。

別記3（日当）

非常勤役員（代表理事である理事長及び事務局職員である理事を除く。）に対し、理事会、評議員会、運営会議及び監事監査への出席1日につき5千円を支給する。